

# 令和6年度 生徒指導基本方針

東郷中学校生徒指導部

## 1 生徒指導の目標

本校の「めざす生徒像」の実現をめざす

		[めざす生徒像]	
自主	—————	自ら求める生徒	(知)
協働	—┐ —┐	心豊かな生徒	(徳)
	—┘	強い意志の生徒	
錬磨	—————	頑健な生徒	(体)

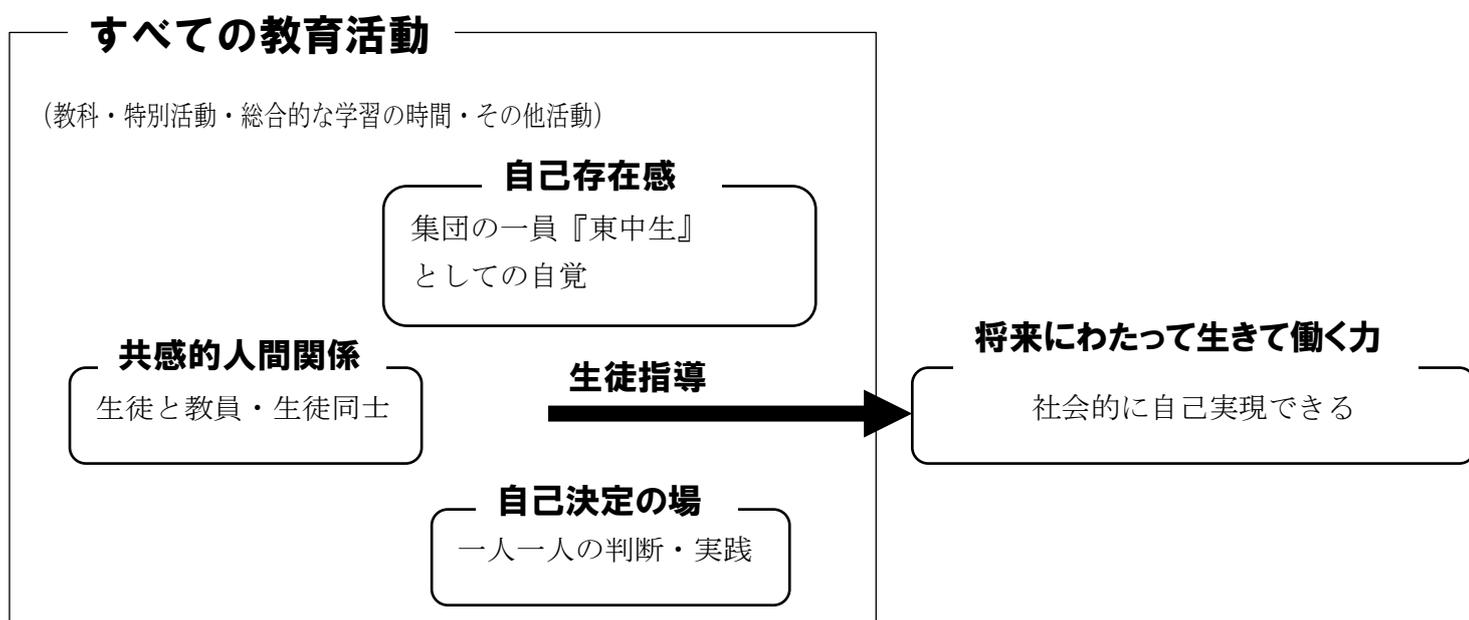
## 2 基本方針

### (1) 基本方針

一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、社会の一員としての資質や能力・態度を育成する。

生涯にわたって社会的に自己実現できるようにするための指導・援助を行う。(敬愛)

### (2) 生徒指導の構造図



## 3 指導重点目標

### (1) 基本的生活習慣の確立

ア 挨拶、会釈ができるようにする。

イ 望ましい返事、言葉遣いができるようにする。

ウ 時間を守るようにする。

エ 人の気持ちを大切にし、他に迷惑をかけないよう、行動できるようにする。

オ 物を大切に扱うことができるようにする。

## (2) いじめの防止

- ア 生徒－教員間及び保護者－教員間の信頼関係を築く。
- イ 学校・学級の中にいじめを許さない気風をつくる。
- ウ 集団の一員としての自覚を深め、お互い良さを認め合えるようにする。
- エ 教員間（いじめ・不登校対策委員会、生徒指導部会、学年会）で情報交換や対策を協議する。

## (3) 教育相談の充実

- ア 生徒との人間的な心の触れ合いを深め、生徒が抵抗なく自発的に相談をもちかけられるような人間関係をつくる。
- イ 生徒の悩みを小さいうちに発見し、悩みが固定化、深刻化しないうちに援助できるようにする。
- ウ スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携協力や情報交換を行う。

## (4) 地域・家庭との連携・協力

- ア 学校、家庭、地域社会の役割を再認識し、協力体制を強化する。
- イ 学校、家庭、地域社会が一体となって生徒の健全育成を推進する。
- ウ SSWとの連携協力や情報交換を行う。

## 4 学年別指導方針

<1学年> 「基礎・基本の確認」「させる指導」「教える」 (他律)

- (1) 生徒との信頼関係の基盤をつくる。
- (2) 授業時の約束事や学校生活の心得等の基礎・基本事項を教え、実践させることを指導の基本とする。

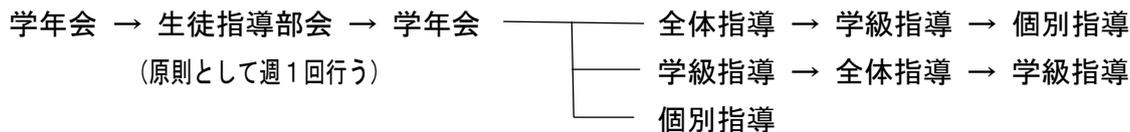
<2学年> 「基礎・基本の定着」「習慣化」「育てる」 (他律から自律へ)

- (1) 2年生は不安定な時期なので、生徒一人一人との信頼関係をさらに深め、生徒個々に目標をもたせ、自ら考えて行動できるような指導を心がける。
- (2) (1) を基盤にし、上記の基礎・基本の定着と習慣化を図る。

<3学年> 「基礎・基本からの発展」「自主性重視」「高める」 (自律から自立へ)

- (1) 生徒との信頼関係を基盤に、生徒が自力で自分の道を拓けるよう支援する。
- (2) 学校のリーダーとして下級生の模範となる行いをするよう心がけ、実践できるような支援、激励をする。

## 5 具体的指導方針



情報の伝達

- 全職員へ（生徒指導主事）
- 学年へ（学年生徒指導担当）

単に、規則に従わせるという考えでなく、自ら規則を守り、教員の助言を素直に聞き入れて改善することができる生徒を育成する。

しかし、何度も同じ指導を繰り返し、一向に改善されない場合は、上記の指導の流れに沿って、粘り強く改善させていく。

### (1) 基本的生活習慣の確立について

基本的生活習慣は、一朝一夕で身に付くものではないので、全職員で繰り返し、粘り強く指導を継続する。

#### ア 朝の教室で

(ア) 8：20までに担任は教室へ行く。

(イ) 8：20の時点で、生徒が着席している状態を目指す。（出欠席、遅刻の確認）

※ 遅刻の定義…8：20のチャイムが鳴った時に、自分の教室にいない。

※ 遅刻してきた生徒への対応

→ 必ず職員室に寄り、「〇年〇組、△△△△、今登校しました。」と言うようにさせる。

(ウ) 8：20出欠席、遅刻の確認の後、健康観察を行う。（必ず教員が行う）

#### イ 授業の中で

(ア) 始業のチャイムが鳴るまでに授業を受ける姿勢を完了させる。

a 着席していること。

b 授業に必要なもの（教科書、タブレット端末、ノート、筆記用具等）が机上に整理されていること。

c 指示のある場合には、その指示に従って行動ができるようにすること。

(イ) 欠席者、保健室休養者等の確認をする。

a 所在不明の生徒がいるときはすぐに職員室に連絡をし、確認する。それでも不明なときは学年主任や学年担任が家庭へ電話連絡を入れて状況を把握する。不明生徒氏名を、職員室北のホワイトボードに記入する。

b エスケープ（所在が分からない場合）が発覚したら、職員室に連絡し、職員室の職員が対応する。（生徒指導部、管理職と相談して対応）

c 用事もないのに保健室へ行かせない。（付き添いは原則1人に限る。）

(ウ) 話し合いのルールを意識させる。

(エ) 始めと終わりの挨拶を大切にする。

#### ウ 給食・清掃の時間帯について

(ア) 給食の時間は、「休み時間ではない」という認識を徹底し、用事がない生徒は、廊下や他の教室に行かないようにする。

(イ) 給食当番が更衣を済ませていることを確認のうえ、順次配膳活動を始めるように指導する。

(ウ) 給食終了（清掃開始）のチャイムが鳴るまでに、すべての片付けを済ませるよう指導するが、チャイムが鳴るまでは各教室で待機させる。

(エ) 担任は、すべての生徒が清掃区域に向かったことを確認してから教室を出る。

エ 廊下等、教員とすれ違う場面で挨拶（会釈）をすることを推進する。

オ 教員と話をする場面で

(ア) 聞き方…「～ですか?」「ありがとうございました。」

(イ) 職員室では、特別な場所であることを認識させ、職員室内の言動は、特にけじめのあるものにさせる。

a 入室前…かばんをおろす。

b 入室時…「失礼します。」 退室時…「失礼しました。」

(ウ) 特に職員室において、失礼な言葉遣いで話すことがないよう指導する。

カ 朝会及び儀式的行事で

(ア) 時間を厳守する。

(イ) 身なりを整える。

(ウ) 体育館に入ったらしやべらない。

(エ) 礼をそろえる。

キ あらゆる場面で（頭髪、服装、その他の約束事について）

教科の授業や学級活動、清掃指導、給食指導、部活動指導など、あらゆる機会を通じて基本的な生活習慣の確立を目指し、生徒の内面・外面の両面にわたって指導を行う。また、家庭への電話連絡、訪問や、保護者来校等で、生活習慣の改善がされるよう促す。

(2) いじめの防止について

ア 日々の生徒との接触の中で、何でも話し合える関係（心のつながり）をつくる。

イ 道徳や特別活動と連携し、「思いやり」を主題とした授業の実践と、道徳的実践力を養う場を設け、学校や学級の中に、いじめを許さない気風をつくるとともに、お互いの良さを認め合えるような集団を形成する。

ウ 生活改善アンケートを実施し、いじめの実態把握と対策を練る。

特に、いじめにかかわった生徒（いじめた側、いじめられた側）、不登校傾向にある生徒については、学級単位・学年単位だけでなく、学校単位で見守り、指導していくことが大切である。

また、一時的な指導ではなく、意図的・継続的に指導していくためにも、原因・状況・指導等を必ず記録に残す。

(3) 教育相談の充実について

ア 教育相談期間を有効に活用する。

学級担任が学級の生徒全員を対象に行う。

イ 呼び出し相談

いろいろな資料、日記、作文、日常の生活の様子などを見て、気になるような行動があった場合に呼び出して行う。

ウ チャンス相談

給食、清掃、休み時間、部活動などの時間を活用し、教員の方から声をかけ、言葉をかけている間にその生徒の理解に努める。

エ 自発来談相談

(ア) 生徒から進んで相談を求めてきた場合に行う。

(イ) 相談場所の工夫をする。

(ウ) 生徒のもっている悩みや困難を解決するための援助を図るよう、努力していく必要がある。

(エ) 相談は、技術よりも教員の態度が重要である。

(オ) 一人の人間として尊重し、生徒の立場に立って、その生徒の気持ちを理解できるように耳を傾けることである。

#### (4) 地域・家庭との連携・協力について

##### ア 学校と家庭

(ア) 学校新聞…教育方針を理解していただく内容や成果を載せる。

(イ) P T A 新聞…生徒の状況、家庭・地域での様子、各種行事への参加。

(ウ) 学年通信（ホームページ）…学年ごとの生徒の状況、毎月の予定を掲載。

(エ) 学校行事…積極的参加。

(オ) 各種懇談会…学級や部活動の方針や実態を知ってもらう。

##### イ 学校と地域

(ア) 福祉活動…地域のボランティア活動に積極的に参加する。

(イ) 講師招聘…地区の方を講師として招いたり、部活動の外部指導者として指導していただいたりする。

### 6 指導に当たっての留意事項

#### (1) 全員が生徒指導部であるという認識をもつ

ア 「そのとき、その場で、その人」が対応する。

イ 機会を逃さない。見て見ぬふりは絶対にしない。

ウ 関係した学年全体の問題と考え、関係した学年全教員で協議、対応するという意識をもつ。また、他学年で起きている問題にも積極的に関心をもち、かかわりをもつことができる生徒指導を目指す。

エ 密室状態で1対1にならない。（異性は特に注意）

#### (2) 対応の基本形

##### ア 単一学級内での問題行動発生時の対応

(ア) 原則として学級担任が対応する。

a 何もかも絶対に担任が一人で対応しなければいけないと考えない。他教員との協力により、よりよい対応がなされることもある。

b 学年生徒指導部、生徒指導主事と連携して対応にあたる。

(イ) 学年生徒指導部、生徒指導主事に確実に報告する。家庭連絡を行った場合は、必ず報告する。教育的配慮のもとに生徒と担任の間で秘密にすることも考えられるが、その場合も必ず報告する。この場合、秘密が守られるよう配慮する。

イ 他学級と結びつきがある問題行動発生時の対応

(ア) 学年生徒指導部が中心となり、事実確認及び関係した生徒全員に対して対応を行う。

(イ) 関係した生徒の担任は、上記内容を受け継ぎ、担任として対応を必ず行う。

ウ 他学年と結びつきがある問題行動発生時の対応

(ア) 関係した学年生徒指導部、生徒指導主事が中心となり、事実確認及び関係した生徒全員に対して対応を行う。

(イ) 関係した生徒の担任は、上記指導を受け継ぎ、担任として対応を必ず行う。

エ 他学校と結びつきがある問題行動発生時の対応

(ア) 関係した学年生徒指導部、生徒指導主事が中心となり、事実確認及び関係した生徒全員に対して対応を行う。生徒指導主事は、他学校との連絡を密にする。

(イ) 関係した生徒の担任は、上記指導を受け継ぎ、担任として対応を必ず行う。

(3) 問題行動別の対応

ア 生徒の問題行動の発生を知ったら、直ちにその場に向けつける。(複数で対応する。)

イ 外部から侵入者があった場合についても(1)と同様に対処する。

ウ 外部により教育活動が妨害されるような行為があった場合は、直ちに愛知警察署に電話連絡をする。

エ 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかにいじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、直ちに、いじめを受けたとされる生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護するとともに、保護者に事実関係を明確に伝え、その過程を教育委員会に報告する。

オ 万引き、喫煙、シンナー遊び、迷惑行為等の通報が外部からあった場合、「場所、人数、特徴、性別等」を確認し、直ちにその場に向かう。

(4) 保護者への連絡について

ア 来校を依頼する場合や家庭訪問をする場合は、事前に教頭・学年主任・学年生徒指導部に報告する。

イ 信頼関係を築くように努める。

(ア) 保護者ととともに生徒を育てていこうという意識をもって、よりよい方法を模索し、協力を依頼するという謙虚な姿勢をもつ。

(イ) 電話連絡では悪いことばかりでなく、その生徒のよい行為や、よい面を報告するなどして信頼関係を築いていく。